

資料1 各国の核弾頭配備数とその主要な運搬手段

	米 国	ロ シ ア	英 国	フ ラ ン ス	中 国	
ミ サ イ ル	ICBM (大陸間弾道 ミサイル)	550基 ミニットマンⅢ 550	430基 SS-18 75 SS-19 100 SS-25 201 SS-27 54	—	—	46基 DF-5 (CSS-4) 20 DF-31 (CSS-9) 6 DF-4 (CSS-3) 20
	IRBM MRBM	—	—	—	—	35基 DF-3 (CSS-2) 2 DF-21 (CSS-5) 33
	SLBM (潜水艦発射 弾道ミサイル)	432基 トライデントC-4 96 トライデントC-5 336	272基 SS-N-18 96 SS-N-20 80 SS-N-23 96	48基 トライデントD-5 48	64基 M-45 64	12基 JL-1 (CSS-N-3) 12
弾道ミサイル 搭載 原子力潜水艦	14	15	4	4	1	
航空機	111機 B-2 18 B-52 93	80機 Tu-95 (ベア) 64 Tu-160 (ブラックジャック) 16	—	84機 ミラージュ2000N 60 スーパーエタンダール 24	—	
弾頭数	5576	3909	185	348	176	

(注) 資料は、ミリタリー・バランス (2009)、SIPRI YEARBOOK (2008) などによる。

資料2 主要弾道・巡航ミサイルの性能諸元

区 分	国 別	名 称	最大射程 (km)	弾頭 (威力)	誘導方式	備 考
ICBM	米 国	ミニットマンⅢ	13,000	MIRV (170KT又は335~350KT又は300~475KT×3)	慣 性	固燃3段
		ピースキーパー	9,600	MIRV (300~475KT×10)	慣 性	固燃3段
	ロ シ ア	SS-18	10,500~16,000	MIRV (400KT~20MT×4 又は10) 又は単弾頭	慣 性	液燃2段
		SS-19	9,000~10,000	MIRV (500KT×6 又は500~750KT×6)	慣 性	液燃2段
		SS-25	10,500	単弾頭 (550KT)	慣 性 + コンピュータ制御	固燃3段
	中 国	SS-27	10,500	単弾頭 (550KT)	慣 性 + Glonass	固燃3段
		DF-5 (CSS-4)	12,000~13,000	単弾頭 (1-3 MT) 又はMIRV (150~350KT×4~6)	慣 性	液燃2段
DF-31 (CSS-9)	8,000~14,000	単弾頭 (1 MT) 又はMIRV (20~150KT×3~5)	慣 性 + 天 測	固燃3段		
SLBM	米 国	トライデントC-4	7,400	MIRV (100KT×8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
		トライデントD-5	12,000	MIRV (100KT又は475KT×8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
	ロ シ ア	SS-N-18	6,500~8,000	単弾頭 (450KT) 又はMIRV (200KT×3 又は100KT×7)	慣 性 + 天 測	液燃2段
		SS-N-20	8,300	MIRV (200KT×10)	慣 性 + 天 測	固燃3段
		SS-N-23	8,300	MIRV (100KT×4)	慣 性 + 天 測 + コンピュータ制御PBV	液燃3段
	英 国	トライデントD-5	12,000	MIRV (100~120KT×8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
	仏 国	M-45	5,300	MRV (100KT×6)	慣 性 + コンピュータ制御	固燃3段
	中 国	JL-1 (CSS-N-3)	2,150~2,500	単弾頭 (20~500KT)	慣 性 + GPS + レ ー ダ ー	固燃2段

区分	国別	名称	最大射程 (km)	弾頭 (威力)	誘導方式	備考
IRBM MRBM	中国	DF-3 (CSS-2)	2,400~ 2,800	単弾頭 (3 MT)	慣性	液燃1段
		DF-4 (CSS-3)	4,750	単弾頭 (3 MT)	慣性	液燃2段
	中国	DF-21 (CSS-5)	2,150~ 2,500	単弾頭 (20~500KT)	慣性 + GPS + レーダー	固燃2段
SRBM	中国	DF-11 (CSS-7)	280~ 530	単弾頭 (2~20KT)、HE、子弾、FAE、化学	慣性 + GPS + 終末誘導	固燃1段
	中国	DF-15 (CSS-6)	600	単弾頭 (90KT)、HE、子弾、EMP、化学	慣性 + 終末誘導	固燃1段
巡 航 ミサイル (長射程)	米国	トマホーク (TLAM-N)	2,500	単弾頭 (200KT)	慣性 + 地形照合	海上/ 海中発射型
	米国	AGM-86B	2,500	単弾頭 (200KT)	慣性 + 地形照合	空中発射型
巡 航 ミサイル (長射程)	ロシア	SS-N-21	2,400	単弾頭 (200KT)	慣性 + 地形照合	海中発射型
	ロシア	AS-15	2,500~ 3,500	単弾頭 (200~250KT)	慣性 + 地形照合	空中発射型

(注) 資料は、「ジェーン戦略兵器システム」などによる。

資料3 主要国・地域の兵力一覧 (概数)

陸上兵力		海上兵力		航空兵力		
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻数	国名など	作戦機数
中国	160	米国	602.2	945	米国	3,890
インド	110	ロシア	202.8	1,040	ロシア	2,180
北朝鮮	100	中国	132.3	885	中国	1,950
パキスタン	55	英国	81.9	236	インド	660
韓国	54	フランス	42.5	260	北朝鮮	580
米国	54	インド	34.4	152	シリア	560
ベトナム	41	インドネシア	24.1	201	トルコ	540
トルコ	40	トルコ	21.7	200	韓国	530
ロシア	40	台湾	20.7	327	台湾	530
ミャンマー	38	ドイツ	20.4	129	エジプト	520
イラン	35	スペイン	19.1	100	イスラエル	470
エジプト	34	イタリア	17.2	170	フランス	430
ブラジル	24	ブラジル	16.8	89	パキスタン	400
インドネシア	23	オーストラリア	15.8	77	リビア	380
コロンビア	22	韓国	15.4	186	英国	370
日本	13.8	日本	34.5	150	日本	430

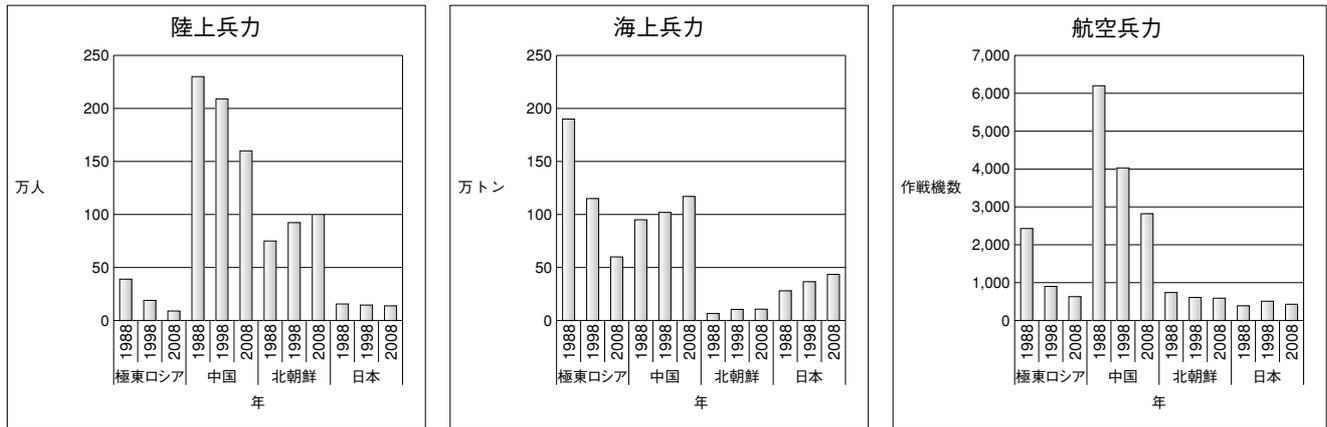
- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス (2009)」など、海については「ジェーン年鑑 (2008~2009)」などによる。
 2 日本は、平成20年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機 (輸送機を除く。) 及び海上自衛隊の作戦機 (固定翼のみ) の合計である。
 3 配列は兵力の大きい順になっている。

資料4 主要国・地域の正規軍及び予備兵力 (概数)

国名など	兵役制	正規軍 (万人)	予備兵力 (万人)	
米国	志願	154	98	
ロシア	徴兵	103	2000	
英国	志願	16	20	
フランス	志願	25	3	
ドイツ	徴兵	24	16	
イタリア	志願	19	4	
インド	志願	128	116	
中国	徴兵	219	80	
北朝鮮	徴兵	110	65	
韓国	徴兵	69	450	
エジプト	徴兵	47	48	
イスラエル	徴兵	18	57	
日本	志願	陸	13.8	3.2 (0.6)
		海	4.4	0.09
		空	4.5	0.08

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス (2009)」などによる。
 2 日本は、平成20年度末における各自衛隊の実勢力を示す。() 内は即応予備自衛官の現員数であり、外数。
 3 ロシアは、徴兵制から契約勤務 (一種の志願制) への移行を優先課題としている。

資料5 わが国周辺の兵力推移の概要



(注) 資料は、当該年版のミリタリー・バランスなどによる(日本は、当該年度末実勢力)。

資料6 国防の基本方針

(昭和32年5月20日 国防会議決定)
閣議決定)

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- (1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- (2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- (3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- (4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

資料7 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書(抄)

4 類型に関する本懇談会の提言

- ①公海における米艦防護については、厳しさを増す現代の安全保障環境の中で、我が国の国民の生命・財産を守るためには、日米同盟の効果的機能が一層重要であり、日米が共同で活動している際に米艦に危険が及んだ場合これを防護し得るようにすることは、同盟国相互の信頼関係の維持・強化のために不可欠である。個別的自衛権及び自己の防護や自衛隊法第95条に基づく武器等の防護により反射的效果として米艦の防護が可能であるというこれまでの憲法解釈及び現行法の規定では、自衛隊は極めて例外的な場合にしか米艦を防護できず、また、対艦ミサイル攻撃の実現にも対処することができない。よって、この場合には、集団的自衛権の行使を認める必要がある。このような集団的自衛権の行使は、我が国の安全保障と密接に関係する場合の限定的なものである。
- ②米国に向うかもしれない弾道ミサイルの迎撃については、従来の

自衛権概念や国内手続を前提として十分に実効的な対応ができない。ミサイル防衛システムは、従来以上に日米間の緊密な連携関係を前提として成り立っており、そこから我が国の防衛だけを切り取ることは、事実上不可能である。米国に向かう弾道ミサイルを我が国が撃ち落とす能力を有するにもかかわらず撃ち落とさないことは、我が国の安全保障の基盤たる日米同盟を根幹から揺るがすことになるので、絶対に避けなければならない。この問題は、個別的自衛権や警察権によって対応するという従来の考え方は解決し得ない。よって、この場合も集団的自衛権の行使による弾道ミサイル防衛は、基本的に公海上又はそれより我が国に近い方で行われるので、積極的に外国の領域で武力を行使することは自ずから異なる。

- ③国際的な平和活動における武器使用について、国連PKO活動等のために派遣される自衛隊に認められているのは、自己の防護や武器等の防護のためのみとされる。従来の憲法解釈及び現行法の規定では、国連PKO活動等においても、自衛隊による武器使用は、相手方が国又は国に準ずる組織である場合には、憲法で禁止された武力の行使に当たるとおそれがあるので、認められないとされてきたため、自衛隊は、同じ国連PKOに参加している他国の部隊や要員へのいわゆる駆け付け警護及び国連のPKO任務に対する妨害を排除するための武器使用を認める国際基準と異なる基準で参加している。こうした現状は、常識に反し、国際社会の非難の対象になり得る。国連PKO等の国際的な平和活動への参加は、憲法第9条で禁止されないと整理すべきであり、自己防護に加えて、同じ活動に参加している他国の部隊や要員への駆け付け警護及び任務遂行のための武器使用を認めることとすべきである。ただし、このことは、自衛隊の部隊が、戦闘行動を主たる任務としてこのような活動に参加することを意味するものではない。
- ④同じPKO活動等に参加している他国の活動に対する後方支援について、従来、「他国の武力行使と一体化」する場合には、これも憲法第9条で禁止される武力の行使に当たるとおそれがあるとされてきた。しかし、後方支援がいかなる場合に他国による武力行使と一体化するとみなすのか、「戦闘地域」「非戦闘地域」の区分は何